

子ども向け創造的ICT活用学習体験事業

企画運営業務委託に係る企画提案実施要領

令和7年9月5日現在
沼田市総務部企画政策課

1 目的

本要領は「子ども向け創造的ICT活用学習体験事業」(以下「本事業」という。))について、企画運営業務委託仕様書に基づく業務を受託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

子ども向け創造的ICT活用学習体験事業企画運営業務(以下「本業務」という。)

(2) 業務内容

別紙「子ども向け創造的ICT活用学習体験事業企画運営業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月25日まで

※ 沼田市は、本事業を3カ年計画で推進することを計画しており、本要領は、そのうち1年目の実施内容等について記載している。必ずしも3カ年間の事業継続を確約するものではないが、1年目の事業成果が沼田市の求める水準以上であると判断した場合は、沼田市は事業継続を決定し、2年目、3年目の開催は、1年目に事業実施した者との契約を前提に検討する。

(4) 事業規模(契約限度額)

3,300,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※ 上に記載の事業規模は、1年目のものである。3カ年の総額は11,000,000円を見込むが、継続契約を確約するものではない。

3 選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

このプロポーザルに参加する者(以下「参加者」という。)は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 沼田市の工事等請負契約に係る指名停止等の措置要領(令和5年4月1日)による指名停止期間中でないこと。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 沼田市暴力団排除条例(平成24年条例第21号)第2条第1項第1号又は第2号に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続中でないこと。
- (6) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (7) 平成27年度から令和6年度までの過去10年間に本業務と同種又は類似業務を受託した実績があること。

5 スケジュール

番号	実施内容	期日等
1	公募開始(沼田市ホームページ掲載)	令和7年9月5日(金)
2	質問等の受付	令和7年9月5日(金) ～9月16日(火)
3	質問等に対する回答	令和7年9月18日(木)までに順次 ※ 質問の回答は、全件を取りまとめの上、9月18日(木)までにホームページに掲載する。
4	参加表明	令和7年9月5日(金) ～9月19日(金) 午後5時 ※ 郵送の場合は、当日消印有効。
5	参加資格審査結果通知	令和7年9月25日(木)までに順次
6	提案書の提出	令和7年9月19日(金)

実施要領

番号	実施内容	期日等
		～10月3日(金) 午後5時 ※ 郵送の場合は、当日消印有効。
7	プレゼンテーション(予定)	令和7年10月10日(金)
8	審査結果通知(予定)	令和7年10月14日(火)
9	仕様及び契約条件等協議(以下「仕様協議」という。)(予定)	令和7年10月14日(火) ～10月31日(金)
10	契約締結(予定)	令和7年11月4日(火)

6 質問等の回答

(1) 質問方法

件名を「子ども向け創造的ICT活用学習体験事業企画運営業務に係る質問」とし、項番12に記載した事務局にメールで送信すること。メール送信後は、必ず事務局に電話により受信確認すること。

(2) 受付期間

令和7年9月5日(金)～9月16日(火)

7 参加表明

参加者は、次のとおり参加表明書に必要な書類を添えて項番12に記載した事務局に提出するものとする。

(1) 提出書類

番号	実施内容	提出上の注意等
1	参加表明書(様式第1号)	
2	会社概要(任意様式)	既存のパンフレットや案内等でも可。
3	商業・法人登記に係る履歴事項全部証明書の写し	ただし、発行日が3カ月以内のものとする。
4	業務実績一覧(任意様式)	平成27年度から令和6年度までの10年間の業務実績のうち、本業務に類似又は関連する業務を対象とする。業務実績一覧には「発注機関名」「業務名」「契約金額」及び「業務の概要」を記載すること。

実施要領

番号	実施内容	提出上の注意等
5	住民税の完納証明	参加者が納税義務を負う住民税の完納証明書を提出すること。ただし、発行日が3カ月以内のものとする。

(2) 提出期限 令和7年9月19日(金) 午後5時 ※郵送の場合は、当日消印有効。

(3) 提出部数 1部

(4) 提出方法 郵送又は持参

(5) 提出先 項番12に記載した事務局まで

(6) その他 参加資格審査結果については、後日電子メールにて連絡する。

8 提案書の提出

(1) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意等
1	提案書(任意様式)	作成に当たっては、仕様書及び「子ども向け創造的ICT活用学習体験事業企画運営業務審査基準」(以下「審査基準」という。)を参照すること。
2	実施体制表(様式第2号)	
3	見積書(任意様式)	積算の内訳を必ず記載すること。

(2) 提出期限 令和7年10月3日(金) 午後5時 ※郵送の場合は、当日消印有効。

(3) 提出部数 正本1部、副本9部

※ 審査は匿名で行うことから、副本の提出書類からは、社名、ロゴ等の参加者が特定できる記載は、全て削除すること。

(4) 提出方法 郵送又は持参

(5) 提出先 項番12に記載した事務局まで

9 審査基準及び審査方法

(1) 審査基準

別に定める審査基準のとおり。

(2) 審査方法

市で設置する審査委員会において、審査基準のに基づき、参加者からの提案を評価、審査する。審査委員の評価点を合計した得点の最も高い参加者を受託候補者とし、仕様協議

実施要領

を行う。仕様等協議の結果、当該参加者との契約締結に至らなかった場合は、次に評価点の高い参加者から順に交渉を行う。

評価点を合計した得点が同点の場合は、審査委員の合議により、受託候補者を決定するものとする。

なお、提案書の提出が5件を超えた場合は、書類選考による一次審査を実施することがある。

(3) 提案のプレゼンテーション

提案書を提出した参加者は、提出した提案書の内容をもとにプレゼンテーションを行うものとする。

なお、一次審査を実施した場合は、一次審査を通過した参加者が、プレゼンテーションを行うものとする。

ア 実施日 令和7年10月10日(金) (予定)

イ 場 所 沼田市役所(テラス沼田) ※詳細は、別途電子メール等により連絡する。

ウ 出席者 1者あたり3名以内とする。

エ 配 分 1者あたり提案15分以内、質疑10分程度とする。

(4) 審査結果の通知と公表

審査結果については、令和7年10月14日(火)中にプレゼンテーションの参加者全員に電子メールで通知するとともに、市ホームページで受託候補者名と得点を公表する。

(5) 失格事項

次のア～キのいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 各種提出書類が、期限を過ぎて提出された場合

イ 各種提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 見積価格が事業規模を超過している場合

エ 審査の公平性を害する行為があったと沼田市が認める場合

オ 所定の時間までにプレゼンテーション会場へ到着しなかった場合

カ 提案にあたり、著しく信義に反する行為があったと沼田市が認める場合

キ その他、誠実な契約の履行が望めないと沼田市が認める場合

10 契約及び事業の実施

(1) 契約の締結

契約は、受託候補者と仕様等協議が調った時点で予算の範囲内で締結するものとする。ただし、協議の結果、見積額に変更が生じた場合は、再度見積書を提出の上、予算の範囲内で契約を締結するものとする。

実施要領

(2) その他

契約代金の支払いは、契約の履行を沼田市が確認した後に行うものとする。

11 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提案は、参加者1者につき1件とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。
- (5) 沼田市と契約を締結する事業者は、実施体制表(様式第2号)に記載した配置予定の管理責任者及び業務担当者を配置するものとし、傷病や退職など、やむを得ない場合を除き、履行期間中の交代を認めないものとする。

12 事務局（問合せ・提出先）

沼田市総務部企画政策課 政策推進係

所在地:〒378-8501 群馬県沼田市下之町888番地

電話:0278-23-2111(内線4034)

メール:kikaku@city.numata.lg.jp